

- 申告期間** 2月16日(火)～3月15日(月) (土・日・祝日除く)
- 受付会場** 役場 3階 301・302会議室
- 受付時間** 午前の部 午前8:30～11:00 (相談開始：午前9:00から)
午後の部 午前11:00～午後4:00 (相談開始：正午から)

今年から確定申告が変わります

- ★給与所得控除・年金所得控除から基礎控除へ振り替えられ、ひとり親控除が創設されました。
- ★医療費控除に関する領収書の提出に代えて、医療費控除の明細書の作成が必須となりました。



感染症対策のためお願い

感染症対策のため、以下の対策に取り組みます。ご理解ご協力をお願いします。

密を避けるため、会場でお待ちいただく人数を制限する場合があります。

会場の窓や扉を定期的に開け、換気を行います。

暖房を使用しますが、換気により会場が冷え込むことがあります。体調が優れない場合は、来庁を控えてください。また、マスクの着用をお願いします。

なお、申告会場での検温の際に高熱の場合は、入場をお断りすることがあります。

近江八幡税務署からのお知らせ

2月16日(火)から近江八幡税務署に確定申告書作成会場(受付：9時～16時)を開設します。還付申告は2月15日(月)以前でも提出可能です。会場では、混雑状況によっては相談受付を早期に終了するなど、密を避けるための取り組みを実施しています。

ご自宅等からも提出が可能です。

- ①e-Tax(電子申告)で申告(事前に利用開始のための手続等が必要)
- ②郵送により住所地等の所轄税務署に送付

③住所地等の所轄税務署の受付に持参(税務署の時間外収受箱への投函も可)

令和2年分の所得税の確定申告で、医療費控除を申告される方は、次のAまたはBの書類が必要です。

A：「医療費控除の明細書」に医療保険者から交付を受けた医療費通知の添付したもの

※明細の記入を省略することができます。

B：医療費の領収書に基づいて作成した「医療費控除の明細書」

役場で受付できないもの(近江八幡税務署にご相談ください)

次の所得や控除に関する申告は、役場では受付できません。近江八幡税務署で申告をお願いします。

- 譲渡所得** 土地・建物や株式の売買等の申告
- 配当所得** 上場株式の配当などで申告分離課税を選択したもの

- 先物取引・FX**
- 青色申告**
- 準確定申告** 亡くなられた方の申告
- 過年分** 令和元年分以前の申告
- 住宅ローン控除**
- その他申告内容が複雑なもの**

近江八幡税務署 〒523-8502 滋賀県近江八幡市桜宮町243の2 ☎0748-33-3141

※町民税・県民税に関する申告は日野町役場税務課(☎0748-52-6570)で受け付けています。



町・県民税、所得税の 申告はお早めに

2月16日(火)から始まります。
期間中は大変混み合いますので、
早めに必要書類を準備し、手続き
をお願いします。

◎町・県民税、所得税の申告に必要なもの

共通	<ul style="list-style-type: none"> ①印かん(朱肉を必要とするもの) <ul style="list-style-type: none"> ・所得税の振替納税を初めて利用される場合は、金融機関届出印。 ②マイナンバーと本人が確認できるもの(マイナンバーカード、通知カードおよび免許証・パスポート・在留カードなど) <ul style="list-style-type: none"> ・役場での相談時には、コピーの添付は不要。
還付申告の方	預金通帳など、申告者本人の金融機関の口座がわかるもの
給与または年金収入のある方	源泉徴収票 <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金等の受給者には「公的年金等の源泉徴収票」が1月下旬ごろに日本年金機構等から送付されます。 ・なお、遺族年金、障害年金は課税対象ではないので源泉徴収票の送付はありません。
営業、農業、不動産所得のある方	収支内訳書(※作成されていない場合、受付できません) <ul style="list-style-type: none"> ・農業所得を申告される場合も収支内訳書(農業所得用)が必要です。 ・1月から1年間の農産物に関する収入金額から必要経費を差し引いて所得を計算します。 ・収支内訳書の用紙は税務署や税務課で配布、または国税庁のホームページにも掲載されています。
社会保険料の支払いがある方	社会保険料納付済確認書 【国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等】 <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料は、日本年金機構から送付された控除証明書。
生命保険・地震保険料の支払いがある方	生命保険料・地震保険料の控除証明書
障害者控除を受ける	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など
医療費控除を受ける方	医療費控除の明細書(※作成されていない場合、受付できません) <ul style="list-style-type: none"> ・事前に領収書を受診者、医療機関ごとに集計し、医療費控除の明細書を作成してください。領収書を確認する場合がありますので、ご持参ください。 ・明細書の用紙は税務署や税務課で配布、または国税庁のホームページにも掲載されています。
寄附金控除を受ける方	寄附金控除証明書もしくは寄附金受領証明書
海外在住の被扶養者がいる方	送金関係書類および親族関係書類 <ul style="list-style-type: none"> ☆海外に在住の親族を扶養とされている場合は、各個人への送金関係書類を確認します。

上記以外に所得や経費等がある方は、その証明書類もお持ちください。

税務署から「確定申告のお知らせはがき」または「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書」が送付された方は、申告にご持参ください。

お知らせはがきには、振替先口座や予定納税額等が、通知書には、利用者識別番号が記載されています。確定申告相談に必要となりますので、大切に保管してください。

利用者識別番号は、お知らせはがきにも記載されています。お知らせはがきと通知書の両方をお持ちの方は、お知らせはがきのみ申告にご持参ください。



※国民健康保険に加入している人は、国民健康保険税の算定(軽減判定等)のため、町県民税の申告が必要となります。

※所得税の確定申告をすると、町県民税の申告をしたものとみなされます。

※日野町で所得税の申告書(控)に受付印を押すことができないため、受付印が必要な方は、近江八幡税務署にご相談ください。